

2011 年度 事業計画

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

I 基本方針

本年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖でマグニチュード 9.0 という世界的にもまれな大地震が発生し、特に、大津波などにより、東北地方太平洋沿岸部を中心に東日本の各地で甚大な被害がみられました。さらに、福島原子力発電所の被害によって、多くの人たちが避難するなど、今回の災害は、我が国がこれまで経験したことのない規模となっており、被災地の復旧、復興までには長い道のりが予想されます。

本会は、国民として、その復旧、復興に協力するとともに、被災にあった多くの知的障害のある人たちとその家族が、一刻も早く安心して暮らせるよう支援をしなければなりません。そのため、本会に東日本大震災災害対策本部を設置し、関係省庁、関係団体等と連携しながら、積極的に支援活動を展開していきます。

一方、政府は、障害者制度改革推進本部の下に設置した障害者制度改革推進会議において、障害者権利条約の批准に伴う国内の法制の見直し、整備の検討を行ってきましたが、本年には、障害者基本法の改正が行われる予定となっています。さらに、障害者虐待防止法の制定に向けた動きがみられるとともに、新たな障害者差別禁止法の検討も進められています。

福祉分野では、障害者自立支援法にかわる障害者総合福祉法(仮称)の骨格案がまとめられる予定となっています。教育分野ではインクルーシブ教育を踏まえた見直し、また、就労や所得保障のあり方など、障害者すべてが、地域社会で他の人との平等を基礎として、あたりまえの暮らしが実現できるような制度改革に向けた活発な議論が今後も期待されます。

また、知的障害のある人たちにとっても、地域での暮らしを実現したり、その暮らしを豊かなものとするためには、地域での権利擁護システムの構築や家族支援、所得保障、福祉サービス、特別支援教育、就労支援等の様々な施策の充実が必要です。

この機に、本会は当事者団体としての原点に立ち、知的障害のある人たちとその家族が、各ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、様々な場面で、それらの施策について提言を行うとともに、国等に対して積極的に働きかけていきます。

そのため、本会会員に対して適切な情報を適宜提供し、会員の願いや意見の集約を図ります。同時に、知的障害のある人たちやその家族が当面する様々な課題や問題を着実に解消し、また、国民への啓発活動と地域における権利擁護システムの構築に努めます。

<基本テーマ>

権利擁護の推進と豊かな暮らしの実現

<重点目標>

- (1) 東日本大震災被災者への支援
- (2) 育成会組織の充実・強化と財政の健全化・基盤強化
- (3) 障害児の療育・教育の充実と子育て支援・家族支援の推進
- (4) 障害の内容や医療的ケアなど様々なニーズのある人たちへの支援体制の整備推進

- (5) 社会参加と豊かな暮らしを実現できる地域づくりの推進
- (6) 権利擁護システムの構築
- (7) 障害者権利条約の批准に伴う国内法制の整備促進

Ⅱ 事業計画

1. 第二種社会福祉事業

(1) 相談事業（知的障害者等の相談に応ずる事業）

全国の本人・家族の抱える悩みや疑問、問題について、相談やカウンセリングなどにより、それらの解消を図るため、次の事業を実施します。

- ①中央相談室の運営
 - ア) 中央相談員による相談を週2日(水曜日・木曜日)実施
 - イ) 法律相談の実施(弁護士等の専門家への斡旋調整)

(2) 地方育成会連絡・助成事業（知的障害者の支援、育成を目的とする団体との連絡及び助成に関する事業）

地方の育成会組織の強化、活性化のために、次の事業を実施します。

- ①ブロック大会への助成支援の実施
 - 各ブロック大会(北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州)への助成金
- ②都道府県・政令指定都市育成会への活動助成の実施
 - 56の都道府県・政令指定都市育成会への会員数に応じた活動助成金
- ③都道府県・政令指定都市育成会との連絡調整のための役員等派遣の実施
 - ア) 各ブロック大会への主要役員の派遣
 - イ) 都道府県・政令指定都市育成会への主要役員等の派遣

2. 公益事業

(1) 広報・啓発事業（知的障害者のための社会啓発事業）

全国の本人・家族のくらしや活動に関する情報、障害児・者施策の動きと本会の取組みなどの情報を伝えるとともに、家族・本人ならびに一般国民が、広く様々な課題や問題についての理解を促進するため、次の事業を実施します。

また、我が国における障害児・者施策の現状と課題について討議・研修を通じて、本人・家族の抱える課題や問題について情報交換するとともに、今後の方向性を探るため、大会・研修会等を開催します。

- ①各種情報誌等の発行・普及(広報委員会において編集及び企画)
 - ア) 情報誌「手をつなぐ」(月刊)の発行
 - イ) 本人向け情報誌「ステージ」の発行(年4回)
 - ウ) 「事業所協議会ニュース」の発行(原則2ヶ月に1回)
- ②各地方育成会への情報提供(「速報」等)
- ③インターネットを活用した情報提供と啓発(広報委員会において企画、管理等)
 - ホームページの充実、インターネットテレビ「ビデオスケッチ」による啓発
- ④大会・研修
 - ア) 第60回全国大会(東京都)の開催(関東甲信越ブロックと共催)

イ) ブロック大会の開催協力

北海道、東北、東海北陸、近畿、中国、四国、九州

ウ) 大都市問題協議会の開催

エ) 各種セミナーの開催(総合研修センターにおいて企画・運営)

権利擁護セミナー、リーダーシップセミナー、行政説明会、支援事業所協議会全国セミナー(仮称)

オ) その他必要に応じて開催

⑤ 障害者権利条約の理解促進と普及(国際活動委員会において企画、実施)

⑥ 「こころの友」運動の推進

(2) 研究調査事業(知的障害者のための研究調査事業)

① 障害者政策に関する研究開発

本会の設置する障害者政策研究開発センターにおいて、知的障害のある人及びその家族の各ライフステージにわたる障害者施策について、政策提言に向けた研究開発を次のとおり行います。

ア) 研究チームの編成

発達支援、家族支援、教育、就労支援、活動・住まい方支援等の諸課題について、必要に応じて課題ごとの研究チームを編成し、研究・調査、検討を行う。

イ) 各地会員の要望等の集約

会員が抱える問題や課題、要望について、都道府県・政令指定都市育成会へアンケート等を実施、それを集約し、その成果を研究・検討に反映させる。

ウ) 研究成果の活用

研究成果については、国への政策提言に反映させるとともに、本会の情報誌等による報告や資料として発行するなど広く活用する。

② 知的障害のある本人による「障害を知る・可能性を見るプロジェクト」(2011年度・2012年度日本財団助成事業)

知的障害のある本人がその人らしい暮らしをするためには、障害を否定せずに受け止め、自分なりの可能性を見出していけるようになることが重要である。そこで、本年度は、本人達自身が体験的に自己理解を図ることのできるグループワークプログラムと知的障害のある本人が運営できる障害認識のプログラムを開発する。次年度には、各地の本人活動組織への普及を図り、本人の自立支援と本人活動のさらなる活性化を推進することとしている。

そのため、本年度は、本人を含めた委員会を設置し、以下の活動を行う。

ア) 本事業に関する情報収集ならびに事業推進に係る企画

イ) 本人主導のグループワークプログラムと本人が運営できる障害認識のプログラムを開発

(3) 資料・図書の刊行事業(知的障害者のための図書刊行事業)

知的障害のある人たちとその家族への理解を促進するため、広報委員会において資料・図書を次のとおり刊行します。

① 広く知的障害に対する理解を促進するための啓発資料・図書の作成、普及

② インターネットテレビ「ビデオスケッチ」のDVD化による啓発、普及

③ DVD「街に暮らす」による啓発、普及

(4) 関係団体交流・協力事業(知的障害者のための関係団体との交流及び協力の

事業)

本会の事業・活動をより効果的に推進し、広く知的障害児・者施策の充実を図るため、関係機関・関係団体との連携・協力の強化に向け、対外活動を次のとおり積極的に推進します。

①国内関係

ア)関係機関・団体との連携強化

関係省庁等への働きかけと連携強化、JDF(日本障害フォーラム)、全国社会福祉協議会、発達障害福祉連盟等関係団体との連携強化。

イ)第47回発達障害福祉月間への協力

ウ)地方育成会の療育・研修・相談事業等への協力・支援(全国心身障害者福祉財団助成事業)

○親子ふれあい療育キャンプ

○研修会

保護者研修、ボランティア研修

○相談会

地方巡回相談支援、本人による本人のための相談会

②国際関係

本人・家族の国際交流の推進と国際的活動への参加・協力のため、国際活動委員会を中心に次の事業を実施します。

○国際育成会連盟(I・I)の活動への参加・協力

○「アジア太平洋障害者の十年」の活動推進

○アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)への協力

○アジア太平洋障害者センター(APCD)による専門家の派遣並びに受入れ等の活動協力

○JANNET(障害分野NGO連絡会)への協力

○第20回アジア知的障害会議(韓国)への参加協力

○海外の関係団体との交流促進

③文化・スポーツ関係

知的障害のある人たちの文化活動やスポーツの振興を図るため、次の事業を実施します。

○全国障害者スポーツ大会への協力

○各種スポーツ大会への協力

3. 法人の運営および事業・活動の推進体制

(1) 組織の充実・強化と財政の健全化・基盤強化

育成会組織の有機的連携と円滑な運営を図り、情報や問題意識の共有に基づく育成会運動の発展のため、次のとおり組織の充実と強化に努めるとともに、それを支える財政の健全化と基盤強化を図ります。

①組織運営の円滑化

ア)諸規程の点検・整備

イ)組織運営・活動の効率化、IT化の推進

ウ)全国事務局長会議の開催

②会員の拡大と財政基盤の強化

ア)地域育成会の活性化

イ)賛助会員・特別賛助会員(いんくるさぼ)の積極的拡大

ウ)機関誌「手をつなぐ」の発行・普及

エ)育成会のしおりの作成・配布

(2) 事業・活動の推進体制

①東日本大震災災害対策本部の設置と支援活動の推進

東日本大震災により被災した多くの知的障害のある人とその家族を支援するため、「全日本手をつなぐ育成会 東日本大震災災害対策本部」を設置し、関係機関・関係団体との連携・協力のもと、次のとおり積極的な支援活動を展開します。

ア)義援金・災害対策活動資金の募金活動

○都道府県・政令市育成会へ義援金、災害対策活動資金の募金協力依頼

○全日本育成会の義援金口座、支援活動資金口座の開設

○「手をつなぐ」、ホームページ等による義援金、支援活動資金の募金

イ)情報収集(ニーズ把握含む)・情報提供活動

○情報収集(被災県育成会、関係機関・団体との連携・協力)

・被災県育成会からの情報収集(電話等通信手段、現地訪問等)

・関係省庁、関係団体からの情報収集(厚労省、福祉協会等)

○全国並びに被災地等への情報提供

・速報等による被災状況の情報提供

・ホームページによる情報提供

・「手をつなぐ」等による情報提供

・関係機関・関係団体への情報提供(厚労省、福祉協会等)

ウ)避難受入れ・人的支援活動

○被災者の避難受入れ先の確保(被災県育成会、関係機関・団体(厚労省、福祉協会等)との連携・協力)

○全日本育成会並びに被災県育成会に相談窓口の設置(ピアカウンセリング、支援窓口紹介、要支援者の受入れ先の調整 等)

○支援・援助専門家の派遣協力

関係機関・関係団体(厚労省、福祉協会等)からの支援・援助専門家派遣への連携・協力

エ)物資補給活動

○全国の育成会への支援物資の呼びかけ

○被災地育成会会員等への物資補給支援(被災県育成会、関係機関・団体(福祉協会等)との連携・協力)

オ)復旧・復興支援活動

○生活再建、地域再建等に向けた支援(経済的支援を含む。)

カ)政府等への対応

○災害に対する立法措置

○災害に対する適切な行政措置と予算の確保等

②全日本育成会基幹センターの設置による事業・活動の推進

障害者福祉に関わる政策づくりや研究開発、さらには会員の研修などに柔軟に対応できるネットワーク型のセンターづくりを目指し、その道のマンパワーやインターネットを積極的に活用し、基本的に有目的、有期限で事業展開を行います。

ア)障害者政策研究開発センター

知的障害のある人及びその家族への発達支援、家族支援、教育、就労支援、活動・住まい方支援等の各ライフステージにわたる障害者施策のあり方について、各地の会員の状況を踏まえ、次のとおり研究・協議し、政策提言等に向けた研究開発を行います。

○課題ごとに必要に応じ研究チームを編成し、研究・検討

○センターの活動は、柔軟かつ有機的に推進し、インターネットを積極的に活用

イ) 権利擁護推進センター

全国の本人・家族の抱える悩みや疑問、問題について、相談やカウンセリングなどにより、それらの解消を図るとともに、人権および権利擁護に関する相談に応じる中央相談室を設置します。一方、知的障害のある人たちの地域生活を進めていく上で、成年後見制度の普及や権利擁護のシステムの構築、障害者権利条約の批准に伴う法制の整備が必要です。同時に、地域における知的障害に対する理解の促進が求められています。また、会員の研修や市民への啓発を積極的に行う。そのために、次の活動を行います。

○中央相談室の運営(再掲)

・中央相談員による相談を週2日(水曜日・木曜日)実施

・法律相談の実施(弁護士等の専門家への斡旋調整)

○成年後見制度の課題解消と普及・啓発

○知的障害に対する理解を促進するための啓発資料の作成、普及

○権利擁護システムの構築推進

○障害者虐待防止法、障害者差別禁止法の制定推進

ウ) 総合研修センター

全国レベルの研修や各地育成会の研修の充実を図るため、次のとおり活動します。

○全国レベルの研修会の企画・運営(関係する委員会等との連携によるリーダーシップセミナー、権利擁護セミナー等)

○各地育成会主催による研修会への協力(講師の派遣・紹介等)

○センター、ブロック、正会員(都道府県及び政令市)が連携し、研修体制を強化

② 各種委員会による活動推進

各種委員会において次の活動を行います。

ア) 総務企画委員会

○諸規程の見直し、整備並びに育成会組織並びに運営における諸課題についての検討

○育成会の組織および運営における諸課題の検討と育成会のビジョンやプラン等の策定に係る検討

イ) 広報委員会

○情報誌「手をつなぐ」、本人向け情報誌「ステージ」、「事業所協議会ニュース」の編集および企画

○法人のホームページの企画、管理等

○資料・図書等の企画・編集

ウ) 本人活動推進委員会

○本人のエンパワメントと社会参加に向けた本人活動の推進

○全国の本人活動組織の構築および強化への支援

○本人活動と育成会活動の相互理解と連携強化

○本人のための研修の拡充、全国大会への企画・参加支援

○各種施策並びに本会の活動に対する本人参画支援

エ)国際活動委員会

- 国際活動戦略の策定と諸外国の親の会同士や本人同士の交流促進
- 国際育成会連盟(I・I)を中心とした国際的組織の活動への参画と海外情報の収集並びに会員への海外情報の提供
- 諸外国への育成会関係専門家の派遣協力ならびに諸外国からの親の会関係専門家等の受入れ協力等
- アジア太平洋障害者センター(APCD)による専門家の派遣並びに受入れ等
- 障害者権利条約に関する本人への情報提供と理解促進

オ)地域づくり委員会

- 地域づくり戦略の策定
- 地域における知的障害者並びにその家族を支えるネットワークづくりや相談支援事業、自立支援協議会等の社会資源の活用のあり方と方向性についての検討
- 地域における社会貢献を目指した、都道府県、政令指定都市、市区町村の育成会活動のあり方の検討
- 地域づくりに関する研修、啓発等

③事業所協議会の運営

知的障害のある人たちの身近な活動・就労の場である小規模事業所等の充実と発展に向けて、次の活動を行います。

- ア)事業所協議会運営委員会の開催(年4回程度)
- イ)「事業所協議会ニュース」の発行(原則2ヶ月に1回)
- ウ)全国規模の研修の実施
- エ)小規模事業所に関する実態調査
- オ)今後の小規模事業所のあり方の検討

(3) その他

その他、必要に応じて、本会の事業・活動を推進するための事業を行います。